

海外農林業情報 No.29

日・オーストラリア経済連携協定（日豪 EPA）の大筋合意について

4月7日から安倍首相とオーストラリアのアボット首相との間で首脳会議が行われ、日・オーストラリア経済連携協定（日豪 EPA）について大筋の合意がなされました。その内容は広範にわたるものであり、詳細な規定の合意に関する文章作成には時間がかかると見られていますが、重要項目については、それぞれの政府からの発表がありました。

<合意の概要>

最も重要な分野は、農産物の日本市場へのアクセスの問題でしたが、①税関手続、②衛生植物検疫、③強制規格・任意企画・適合性評価手続、④食料供給、エネルギー・鉱物資源、⑤サービス、⑥自然人の移動、⑦電子商取引、⑧投資、⑨競争、⑩知的財産、⑪政府調達、⑫経済関係の緊密化といった、広い分野にわたる合意となっています。これらの中には TPP 交渉で大きな問題となっている分野もありますが、TPP を先取りするような形にはなっていないようです。

<合意の詳細>

各分野のうち、⑤サービスと⑧投資ではネガティブリスト方式（留保した分野以外は自由化）を取っており、さらに、④食料供給、エネルギー・鉱物資源については輸出制限を導入しないことを主眼としていることが目立ちます。②の衛生植物検疫（SPS）に関しては、情報交換による協力を中心に行うことが注目されます。

関税に関しては、オーストラリア市場への鉱工業品のうち大部分の品目について即時撤廃となり、自動車に対しては3年目までに、鉄鋼では5年目までに撤廃することが合意されました。他方、日本市場へのアクセスについては、鉱工業品はほぼ全ての品目を10年以内に撤廃するとしており、また、農林水産品については、コメ、食糧用麦、砂糖、脱脂粉乳、バター等は撤廃対象から「除外」または「将来の見直し」となりました。麦のうち飼料用については民間貿易に移行し無税化するとし、他方、牛、豚、チーズについては、次のような内容となりました。

牛肉では現行38.5%の関税が、冷凍に関しては18年目に19.5%、冷蔵に関しては15年目に23.5%へと引き下げられることが約束されていますが、一定量を超えた場合のセーフガード制を維持しています。その際の発動基準となる増加数量については10年かけてそれぞれ1万5000トンずつ増加させており、オーストラリア側には大きなプラスと見られます。また、牛の内蔵肉および調整肉については、税率を下げるとともに、関税割当による一定枠についての税率引き下げを適用することとなります。

豚肉に関しては、関税割当制度を新たに設けて、初年度5600トン、5年目には1万4000トンに増加し、現在の関税も半分にする事で合意しています。ただし、現在の国内価格が一定水準を割り込んだ時に発動されるセーフガードは継続されることとなったようです。

酪農品については、現在、オーストラリア産と国内産との抱合せ販売において無税となっている 2.5 対 1 の割合を 3.5 対 1 とすることで、オーストラリア産品が他国産品より有利となり、さらにこの枠を初年度 4000 トンとし、20 年目には 2 万トンに拡大していくこととなりました。また、ナチュラルチーズおよびプロセスチーズの関税は 29.8%だったものが半分になるようです。その他の酪農品として、アイスクリームおよびフローズンヨーグルトの割当枠を拡大することとなっています。

砂糖については、粗糖が 184%から 110%に引き下げられますが、オーストラリアから輸出される精製糖の 70%には変更がないとされています。さらに園芸品目についての撤廃等が合意され、また、ワインについては、7年間で撤廃することとなったようです。

<参考リンク>

- ・日本・オーストラリア経済連携協定における大筋合意の概要（外務省）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000034863.pdf>
- ・日豪 EPA 農林水産品の合意内容および畜産関係の詳細について（農林水産省）
<http://www.maff.go.jp/j/press/kokusai/renkei/pdf/140407-01.pdf>
http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/c_shokuniku/140417.html
- ・Historic Free Trade Agreement concluded with Japan（豪貿易・投資大臣ウェブサイト、英語）
http://trademinister.gov.au/releases/Pages/2014/ar_mr_140407.aspx

（文責：西野俊一郎）

サブサハラ・アフリカにおけるアグリビジネス展開・促進実証モデル事業報告書

JAICAF では平成 25 年度、農林水産省からの助成を受けて、小規模農家のための農業機械化実証試験と機械化を取巻く周辺調査を実施して参りました。この度、事業報告書をまとめましたのでご紹介します。

<http://www.jaicaf.or.jp/reference-room/publications/detail/article/491.html>

なお、今年度についても事業計画が承認され、タンザニアをメインに、ウガンダについても引き続き調査する予定です。

<http://www.jaicaf.or.jp/ttnews/detail/article/379.html>

本情報のメール配信をご希望の方は、件名に『海外農林業情報配信希望』と記入した空（から）メールを下記までお送り下さい。ご意見、ご感想もお待ちしております。 E-mail アドレス：deskb@jaicaf.or.jp
メールを送付された方には、確認メールをお送りします。送信後 2 週間以内に届かない場合は、お手数ですが 03-5772-7880（担当：西野・森）までお電話下さいますようお願い申し上げます。なお、メール配信をご希望の方には、本ミニ情報のほか、セミナーのご案内等、当協会からのお知らせが届くことがありますので、併せてご了承下さい。

発行：(公社)国際農林業協働協会(JAICAF)

〒107-0052 東京都港区赤坂 8 丁目 10-39 赤坂 KSA ビル 3 階